

県政さわやかタウンミーティング

開催結果の施策への反映事例

○令和4年度反映事例

	テーマ	部局名	所属名	開催日	頁
①	人材の確保・教育訓練の取組について	健康福祉部	薬事課	R4.12.8	2
②	医師の働き方改革への対応 ～地域医療の確保に向けて～	健康福祉部	医療政策課	R5.1.19	2
③	静岡県原爆被爆者援護対策について	健康福祉部	疾病対策課	R5.1.20	3
④	静岡県医学修学研修資金について	健康福祉部	地域医療課	R5.1.24 R5.2.2	3
⑤	職業訓練のPRと利用促進について	経済産業部	浜松技術専門校	R4.6.10	4
⑥	業界を取り巻く状況と研究所への期待について	経済産業部	工業技術研究所	R4.7.12	5
⑦	農業経営士協会から県への農業施策要望について	経済産業部	農業戦略課	R4.8.9	6
⑧	森と水辺の環境保全について	交通基盤部	静岡土木事務所	R5.3.1	8
⑨	静岡県公契約条例に基づく取組方針の実施状況について	出納局	会計支援課	R4.10.18 R4.10.21 R4.10.26	9

① 人材の確保・教育訓練の取組について(令和4年 12 月8日)

担当所属	健康福祉部生活衛生局薬事課
開催目的	県内に製造所を有する医薬品等の製造販売業者及び製造業者で構成される静岡県製薬協会の役員と県の職員が、医薬品等の業界が抱える課題・動向について情報交換を行い、業界の発展と行政施策の一助とする。
意見概要 →施策への反映	<p>・静岡県製薬協会は、令和4年度の新たな取り組みとして、県との共催で、経営層向け、品質保証部門向け、試験検査部門向け、初任者向けの四つの研修を追加し、活動を活性化してきた。</p> <p>・引き続き県とは連携強化を図りたく、協力をお願いする。</p> <p>→医薬品の品質と安定供給の確保に向けて、県内医薬品メーカーの法令遵守体制の強化を支援するほか、監視指導体制の強化に取り組む。</p>

② 医師の働き方改革への対応 ～地域医療の確保に向けて～(令和5年1月 19 日)

担当所属	健康福祉部医療局医療政策課
開催目的	令和6年から医師の働き方改革が開始されることを受け、制度の概要等の周知を行う。
意見概要 →施策への反映	<p>1.令和6年開始の医師の働き方改革に向け、どのような展望が開けているのか。</p> <p>2.奨学金等により医師の数が増えている一方で、まだ不足の解消にはなっていないとのことだが、医師不足をどのように解消していくのか。</p> <p>3.医師の働き方改革にあたり、病院とかかりつけ医との連携がしっかりなされるのか心配だが、そのあたりをどう考えるか。</p> <p>1.令和6年開始の医師の働き方改革の展開について →国の評価・県の指定を受けることで、令和6年4月時点で1,860時間までの時間外は可能となることから、時間外が960時間を超えそうな医療機関へは、必要な手続を依頼している。特に産婦人科においては、他の診療科の先生ではサポートが難しい状況があり、今後病院の役割分担が必要になってくることから、地域で話し合いを進めてもらえるよう依頼をしている。</p> <p>2.医師不足の解消について →多くの医師に静岡県内で働いてもらうため、奨学金やキャリアを生かすような施策を行っていく。また、医師の増加は病院自身の医師確保によるものも大きいことから、行政、医療機関、住民が一体となり、「静岡県で働いてよかった」と思う医師を増やしていく必要がある。</p> <p>3.医師の働き方改革にあたり、病院とかかりつけ医との連携について →「シズケア*かけはし」の活用や地域医療支援病院の制度等を通じて、かかりつけ医と病院の連携がとれるようにしていく。</p>

③ 静岡県の原爆被爆者援護対策について(令和5年1月 20 日)

担当所属	健康福祉部医療局疾病対策課
開催目的	静岡県原水爆被害者の会代表者と本県における原爆被爆者援護施策についての説明と意見交換を行い、今後の原爆被爆者援護施策に反映させる。
意見概要 →施策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・二世も高齢化が進んでおり、後期高齢者の方もいる。二世に対する医療費助成が、一番の要望である。 ・被爆者が、高齢化して活動範囲が狭くなってきているため、原爆被爆者健康診断に訪問健診を取り入れてほしい。 ・黒い雨に係る被爆者健康手帳の申請については、周知されているのか。 ・語り部活動や広島市等への中高生の派遣活動等、各市町の教育委員会で温度差がある。教育委員会に協力を依頼してほしい。 <ul style="list-style-type: none"> →被爆二世に対する医療費助成等については、国の方針に基づいた全国一律の対応が望ましいため、国に要望を伝えていく。 →全国に訪問健診を希望している方がいるため、国に要望を伝えるとともに、訪問健診の導入に関する課題について、検討が必要である。 →黒い雨に係る被爆者健康手帳の申請については、国のひな形に沿ったリーフレットを各市町や保健所に配布し、掲示や配架を依頼している。 →語り部活動について、令和4年8月の教育委員会との意見交換会において、情報共有事項として、語り部活動への協力を依頼した。

④ 静岡県医学修学研修資金について(令和5年1月 24 日、2月2日)

担当所属	健康福祉部医療局地域医療課
開催目的	静岡県医学修学研修資金の説明及び意見交換を行う。
意見概要 →施策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリア形成プログラムにおいて、サブスペシャリティ領域の専門医資格が取得できるコースを選択した場合に、きちんとそれが完遂できるような制度として今後整備してほしい。 <ul style="list-style-type: none"> → 現在、県は、サブスペシャリティ領域における専門医資格取得など派遣される医師の能力開発と医師少数区域等での4年間勤務が両立可能となるよう、改めてプログラムの内容について検証を実施中。 → 今後、医学修学研修資金利用者が希望するキャリア形成プログラムを選択できるよう、プログラムの見直しを進めていく。

⑤ 職業訓練のPRと利用促進について(令和4年6月10日)

担当所属	経済産業部 浜松技術専門校
開催目的	本校の職業訓練に対する評価、要望、提言などを聴くこと
意見概要 →施策への反映	<p>今年度から離転職者訓練で「溶接」コースが無くなった事について無くした理由の追及や復活に向けての要望など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「溶接」を受講したい人はどうなるのか。 ・ パンフレット等に殆ど「溶接」の名が消えている。「溶接」を馬鹿にしている。 ・ 誰がこんなことを決めるのか、我々(溶接業界)の意見を聞いているのか。 ・ なぜ「溶接」が無くなったのかというちゃんとした理由を出さないと、何十年とやってきた「溶接」を簡単に無くすることはできないのではないか。 ・ 溶接を無くすことをどうやって決めたのか。県の都合なのか、ニーズをどう把握しているか。 ・ まずは復活、見直しを校長に頼む。ダメなら、県の方(経済産業部)に話をもって行くしか無い。 <p>(タウンミーティング1か月後)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 溶接加工科は6か月間で溶接関係資格(ガス溶接技能講習、アーク溶接特別教育、研削といし取替え等特別教育)の取得及び焼却炉やバーベキューコンロ等を溶接板金により製作することで、溶接板金の基礎から応用まで学べる訓練として実施していた。 → しかし、6年前の平成28年度に受講者1名で訓練を実施したことがあり、その後も受講者が4名以下と低迷していた。そこで、令和元年度に科名を若い世代でも受け入れしやすい名称として、メタルクラフト科に変更したが、受講者数増とはならなかった。 → 令和2年度には、科名を金属加工科とし、入校後の2か月間で機械と溶接の基礎技能を学んだ後、後半4か月間は溶接コースとNC機械コースのどちらかを選択できるコース選択制として実施したが、溶接コースを選択する受講者は1、2名と少なかった。 → このため、令和4年度に溶接コースを廃止することとしたが、受講者が溶接基礎技能を学べる機会は残すべきであると考え、機械加工科のカリキュラムにガス溶接技能講習やアーク溶接特別教育等の溶接基礎技能を学べる内容を入れて実施することとした。 → これにより、受講者は溶接の応用技能に関する訓練を受講することはできなくなったが、機械加工科で最低限必要な溶接基礎技能を身に付ければ、就職先で溶接業務を担当したとしても早い段階で適応でき、就職先にとっても溶接技能者を引き続き確保できると考え、苦渋の判断をしたところである。 → 要望の一番は溶接という名称が無くなることについての危惧であった。これにより溶接技能の伝承の衰退及び労働者数の減少に波及することである。 → 今回、これを受けて現在の機械加工科では溶接の基礎技能については担保されているのだが、意見を踏まえ、科の編成について溶接工業協同組合と話し合いながら決めていく。

	<p>(タウンミーティング半年後)</p> <p>→ 溶接工業協同組合との話し合いを持った結果と、溶接の訓練を希望する求職者のニーズに応えるべきとし、来年度には溶接の訓練(3か月間×年2回)を復活させることとした。</p> <p>→ 具体的には、現在の機械加工科(6か月間×年2回)を改め、機械+溶接加工科とし、機械3か月と溶接3か月を組合わせて(年2回)実施する。同訓練は、2月22日から募集が開始されている。</p> <p>→ 機械加工と溶接加工は密接な関係があることから訓練の幅が広がり、また、受講者にとっても就職の選択肢が広がるというメリットが発生すると期待されるものとなった。</p>
--	---

⑥ 業界を取り巻く状況と研究所への期待について(令和4年7月12日)

担当所属	経済産業部 工業技術研究所
開催目的	工業技術研究所(本所)の活動の円滑化と健全な発展を目的に、静岡県工業技術研究所静岡協議会委員から意見や要望を伺い、中小企業等への支援施策に反映させる。
意見概要 →施策への反映	<p>(製品開発等の支援について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱炭素へ対応した製品開発に取り組む中で発生する課題についての相談や企業間のマッチングについて協力をお願いしたい。 ・ 研究開発の補助金などに申請してもなかなか採択されない状況である。研究所には、助成金の申請についてもサポートして欲しい。 <p>(情報提供について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業界内では、研究所が有する知見や情報の提供を求める声が多い。1社で対応できないことも多く、これからも積極的な情報発信をお願いしたい。 <p>(製品開発等の支援について)</p> <p>→ 研究所では、産学官連携推進コーディネータを静岡に3名、沼津、富士、浜松に各1名配置し、技術相談や産学官のコーディネート、補助金申請などを支援した。本年度は、12月末までに6名で476件の支援を行った。その他、ものづくり産業支援窓口、デジタルものづくり相談窓口、デザイン相談窓口を設置し、県内企業の製品開発等の支援に取り組んだ。</p> <p>(情報提供について)</p> <p>→ 研究報告書(冊子及びHP)、成果事例集(HP)、研究発表会により、当研究所で行った研究成果の情報発信を行った。また、最近の技術動向についてのセミナー・講習会を10件以上開催した。その他、研究所の設備紹介や技術解説などを工業技術情報として22件、HPへ掲載した。</p>

⑦ 農業経営士協会から県への農業施策要望について(令和4年8月9日)

担当所属	経済産業部農業局農業戦略課
開催目的	地域における指導的な役割を果たすとして知事が認定した農業経営士と県幹部職員との意見交換会を行う
意見概要 →施策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の確保、農業の生産性の向上、コロナ禍による消費減退への対応、ロシアによるウクライナ侵略や急激な円安を端に発する燃油、飼料、肥料の高騰への対応など、本県農業の持続的な発展のためには課題が山積しており、行政の支援が不可欠となっている。 1 燃油、飼料、肥料の高騰対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産コストが増加している農業者の経営安定を図るため、燃油、飼料高騰対策について、引き続き瞬発力のある支援や施策、技術支援をお願いする。さらに、肥料価格の高騰に対しても支援をお願いしたい。 2 県内の畜産農家と耕種農家との連携について <ul style="list-style-type: none"> (1)飼料生産について <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に自給飼料の生産基盤がない地域や農家において、県内の耕種農家との連携によって、水田で生産できる飼料やもみ殻と、畜産堆肥を循環させる仕組みが必要と考えられる。飼料生産に関する国の制度の変化や国際的な飼料流通状況の影響を受けにくい連携を継続できるよう、行政の支援をお願いする。 (2)堆肥流通について <ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料価格の高騰により、耕種農家による畜産堆肥の需要が高まることが考えられる。耕種農家の求める堆肥の形状、品質について畜産農家へ情報提供をお願いすると共に、耕畜連携の仕組み作り、堆肥舎整備や堆肥製造に必要な機械導入に対する支援をお願いしたい。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 1 燃油、飼料、肥料の高騰対策について <ul style="list-style-type: none"> (1)燃油 <ul style="list-style-type: none"> → 燃油価格の高騰により生産コストが増加し経営が逼迫している施設園芸農業者を緊急的に支援し、国セーフティネット構築事業加入等の価格変動に強い経営体制への転換を促進するため、燃油価格の高騰により経営が圧迫している施設園芸農業者等に支援金を交付する(対象期間:令和4年10月～令和5年3月)制度を設けた。 → 燃油価格の高騰により製造コストが増加している荒茶工場を緊急的に支援するため、国セーフティネット構築事業加入により省エネルギー化に取り組む荒茶工場を対象に、令和4年4月～10月まで、燃油価格上昇分の1/2を助成する制度を設けた。 → 令和4年10月に「農業における省エネルギー技術対策指針」改定し、施設園芸における省エネルギー対策の普及を図り、温度管理を高度化するための複合環境制御装置や省エネ機器の導入を支援している。 (2)飼料 <ul style="list-style-type: none"> → 県は、国の配合飼料価格安定制度への加入や、飼料費削減・国産飼料の活用など飼養衛生管理の改善に取り組むことにより経営継続する農家を支援するため、令和3年度2月補正予算において、令和4年1月から3月を対象とした飼料の購入費を補填する「飼料価格高騰緊急対策事業」を措置した。また、令和4年度6月補正予算に

において、同事業の期間延長(4月～9月)を措置した。さらに、令和4年度12月補正予算において、令和4年10月から令和5年3月分を支援対象とする「家畜用飼料価格高騰対策緊急支援事業」を措置した。

→ 国産飼料の増産・品質向上・飼養管理の改善による収益向上を目的として作成した技術対策の冊子を活用し、技術の普及を図っている。

(3)肥料

→ 生産者の肥料コスト低減を図るため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者に対し、国の支援事業と併せ県独自に肥料費の上昇分の一部を助成した(令和4年秋肥、令和5年春肥)。

→ 令和4年9月に「肥料利用効率化技術カタログ」を作成、更に土壌診断システムの実証等を通じ、化学肥料の使用量の低減を図っていくほか、畜産堆肥の活用促進に向けた耕畜連携の仕組み作りを支援している。

2 県内の畜産農家と耕種農家との連携について

→ 6月には、耕畜連携意見交換会を開催し、水稻農家と畜産農家の連携に向けた情報収集を開始し、アンケートなどを行なった。これをもとに12月に再度意見交換会を実施した。2月には、耕種・畜産農家に向けた研修会を開催し、飼料生産や堆肥利用への理解醸成を進めるとともに、国の制度や国際的な飼料流通制度の変化に影響を受けにくい耕畜連携の仕組みについて、経営士会と共に検討を進めている。

→ 稲藁供給のマッチング等、耕畜連携を推進する関係課と連携で、県内の耕種農家の飼料用稲の栽培と、県内産堆肥の利用を促進している。令和5年度からは、すべての農林事務所で耕畜連携に関する普及指導活動を進めていく。

→ 富士・東部地区のお茶農家と畜産農家の間で、西部地区の耕種農家と畜産農家の間で、堆肥の利用について連携する取り組みが開始されており、引き続き耕畜連携の取り組みを支援する。

→ 堆肥舎整備や堆肥製造に必要な機械の導入については、国の事業の活用に対する情報提供と支援に取り組んでいる。

⑧ 森と水辺の環境保全について(令和5年3月1日)

担当所属	交通基盤部 静岡土木事務所
開催目的	静岡市都市山麓グリーンベルト砂防指定地内において里山の保全活動に取り組んでいる団体との意見交換を実施することで、現状における課題の把握に努めるとともに、今後の施策に活かしていくため
意見概要 →施策への反映	<p>1 県工事の施工にあたっては、予め、情報共有を密にお願いしたい</p> <p>2 令和4年9月の台風 15 号で被災した施設の早期復旧をお願いしたい</p> <p>3 会員の高齢化、活動資金の不足などの課題を抱えており、今後の活動に不安がある</p> <p>1 県工事施工の情報共有について → 県工事の計画・施工にあたっては、定期的に「森と水辺を育てる会」との打合せを実施するなどして、意思疎通・情報共有を図っていく。</p> <p>2 台風 15 号で被災した施設の早期復旧について → 令和5年度の整備・補修箇所は、「森と水辺を育てる会」と相談の上、会の求める優先順位も踏まえて決定していく。</p> <p>3 会員の高齢化、活動資金の不足などについて → 大内グリーンベルトの維持管理のため、今後も「森と水辺を育てる会」との意思疎通を図りながら、支援に関する有用な情報があれば随時情報提供するとともに、県として可能な範囲で支援を継続していく。</p>

⑨ 静岡県公契約条例に基づく取組方針の実施状況について(令和4年10月18日、10月21日、10月26日)

担当所属	出納局会計支援課
開催目的	静岡県公契約条例に基づく県の取組について、関係団体と意見交換し、今後の取組の参考とする。
意見概要 →施策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の社会的取組の評価については、良い取組であるが、県の一般業務委託におけるプロポーサルでは浸透していない。 ・ 公共工事においては、週休2日の取組をしっかりと実施して欲しい。 ・ 制限付き一般競争入札の参加者基準については、地域によって基準を下げても良いのではないか。 ・ 入札価格調査制度について、契約しない金額を現状より上げないと、適正な利潤が確保できない。 ・ 最低賃金は、最低限、守られるべき内容であり、事業を適切に実施していくには、設計労務単価の8割程度の報酬が必要である。 ・ 公契約条例の制定が市町にも広がるよう支援をお願いしたい。 <p>→ 企画提案方式における事業者選定に当たっては、事業者の社会的取組を積極的に評価するよう庁内周知を図った。</p> <p>→ 公契約条例に係る県の取組については、市町へも随時、情報提供を行っている。</p>